

施策2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進

直接目標

- 地域で子育てを支えるしくみをつくる

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
ふれあい子育てサポートセンターの利用者数 (こども本部調べ)	15,665 人 (平成26年度)	16,300 人以上 (平成29年度)	16,600 人以上 (平成33年度)	16,600 人以上 (平成37年度)
地域子育て支援センター利用者 の満足度 ※10点満点 (こども本部調べ)	8.9 (平成27年度)	8.9 以上 (平成29年度)	9.0 以上 (平成33年度)	9.1 以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○地域における子育て支援の推進 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援事業等の実施 (53 か所) (H26 延べ利用人数: 278,563 人) ●ふれあい子育てサポート事業の実施 (H26 子育てヘルパー会員平均登録数: 全 767 人) ●「子どもの未来応援プラン」の策定及び計画に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援事業等の充実に向けた取組の実施 (延べ利用人数: 279,000 人以上) ●事業の利用促進に向けた取組の実施 (子育てヘルパー会員平均登録数: 全 790 人以上) ●プランに基づく取組の推進 	●事業の利用促進に向けた取組の実施 (子育てヘルパー会員平均登録数: 全 810 人以上) ●プランの中間評価と計画の検証の実施	事業推進
○小児医療費助成事業 子どもにかかる医療費の一部を助成することにより、子どもの健康保持や健全な育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●通院医療費助成対象年齢の引上げの実施 (小学校 1 年生 ⇒ 2 年生) 	<ul style="list-style-type: none"> ●通院医療費助成対象年齢の引上げの実施 (H28.4 から 小学校 2 年生 ⇒ 3 年生) ●H29.4 からの小学校 6 年生までの通院医療費助成対象年齢の引上げに向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●通院医療費助成対象年齢の引上げの実施 (H29.4 から 小学校 3 年生 ⇒ 6 年生) 	事業推進
○児童手当支給事業 子どもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、子どものすこやかな成長と発達を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当の支給 (H26 支給児童 193,785 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者への児童手当の支給 		事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
<p>○児童福祉施設等の指導・監査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>施設の増加や多様な運営主体の参入など、安定的かつ継続的な法人・施設運営などの質の確保に向け、適切な指導・監査を実施します。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設(H26 監査件数 215件)及び運営法人に対する指導・監査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施 ●効率的・効果的な指導・監査事務の実施と指導・監査体制充実に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施 ●指導・監査体制充実と効率的・効果的な指導・監査事務の実施 	事業推進

事務事業名	事業内容・目標			
	現状 平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
<p>○認可保育所整備事業</p> <p>高まる保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所の整備を推進します。</p>	<p>●認可保育所（271 園）の整備の推進（H27.4 の定員数：22,340 人）</p>	<p>●認可保育所における保育受入枠の拡大（H28.4 の定員数：23,945 人） （30 園：定員 1,605 人増） ・川崎区 （3 園：定員 130 人増） ・幸 区 （6 園：定員 395 人増） ・中原区 （7 園：定員 380 人増） ・高津区 （6 園：定員 315 人増） ・宮前区 （5 園：定員 275 人増） ・多摩区 （1 園：定員 60 人増） ・麻生区 （2 園：定員 50 人増）</p>	<p>●認可保育所における保育受入枠の拡大（H29.4 の定員数：25,390 人） （定員 1,445 人増） ①市有地貸与・民有地等活用型 ・川中島 1 丁目（60 人） ・塚越 1 丁目（40 人） ・北加瀬 1 丁目（60 人） ②鉄道事業者活用型 ・武蔵中原駅周辺（60 人） ③民間事業者自主整備型 ・新小倉（60 人） ・小杉町 2 丁目（90 人） ・（仮称）川崎ふたば保育園（60 人） ④民間事業者活用型 （定員：765 人増） ⑤公立保育所民営化 ・渡田保育園跡地（定員：10 人増） ・向丘保育園跡地（定員：25 人増） ・東中野島保育園跡地（定員：10 人増） ⑥既存保育所の定員増 ・アリス宿河原保育園（定員：25 人増） ⑦横浜市との共同整備（定員：30 人増） ⑧川崎認定保育園の認可化等（定員：150 人増）</p>	<p>●認可保育所における保育受入枠の拡大（H30.4 の定員数：26,240 人）</p>
<p>○民間保育所運営事業</p> <p>長時間延長保育や一時保育、休日保育などの多様な保育サービスを充実するとともに、質の高い保育サービスを提供します。</p>	<p>●民間保育所（222 園）の運営（H27.4 の定員数：17,515 人 入所児童数：17,577 人） ●地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育）の推進（H27.4 の定員数：364 人 入所児童数：325 人） ●一時保育の実施（H27.4 実施園：全 58 か所） ●病児・病後児保育事業の実施（H27.4 実施園：全 5 か所） ●公設民営（指定管理者制度導入）保育所の民設化の推進（H27 民設化園：5 園）</p>	<p>●民間保育所（249 園）における受入児童数拡大（H28.4 の定員数：19,515 人） ●地域型保育事業における受入児童数の拡大（H28.4 の定員数：534 人） ●一時保育の拡大（H28.4 実施園：全 64 か所） ●病気の回復期に至っていない病児・病後児を対象とした保育事業の拡大（H28.4 実施園：全 6 か所） ●病気の回復期にあるものの保育園等には通園できない児童を対象とした病後児保育事業の病児保育事業への転換の促進 ●公設民営（指定管理者制度導入）保育所の民設化の推進（民設化園：2 園）</p>	<p>●民間保育所における受入児童数拡大（H29.4 の定員数：21,355 人） ●地域型保育事業における受入児童数の拡大（H29.4 の定員数：957 人） ●一時保育の拡大（H29.4 実施園：全 69 か所） ●病気の回復期に至っていない病児・病後児を対象とした保育事業の拡大（H29.4 実施園：全 7 か所） ●公設民営（指定管理者制度導入）保育所の民設化の推進（民設化園：5 園）</p>	<p>●公設民営（指定管理者制度導入）保育所の民設化の推進（H31 民設化園：3 園）</p>

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○公立保育所運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 保育の質の向上に向け、民間保育所への支援機能を強化するとともに、在宅で子育てする家庭への支援機能を充実します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所の運営 ●公立保育所の民営化の推進 (H27 民営化園：3 園) ●公民保育所職員研修の実施 (H26 参加者数：2,379 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所の老朽化対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・大島・大島乳児保育園の整備 (基本・実施設計) ・夢見ヶ崎保育園の移転整備 (基本・実施設計) ●公立保育所の民営化の推進 (民営化園：4 園) ●公民保育所職員研修の実施 (参加者数：2,800 人以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所の老朽化対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・大島・大島乳児保育園の整備 (工事着手) ・夢見ヶ崎保育園の移転整備 (改修工事着手) ●公立保育所の民営化の推進 (民営化園：5 園) ●公民保育所職員研修の実施 (参加者数：3,000 人以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所の老朽化対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・大島・大島乳児保育園の整備 (新園舎運営開始) ・夢見ヶ崎保育園の移転整備 (新園舎運営開始) ●公立保育所の民営化の推進 (H30 民営化園：4 園)
○認可外保育施設支援事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 待機児童対策として、認可外保育施設等への支援を拡充することにより、安定的な保育受入枠の確保を図るとともに、保育の質の向上を図りながら認可化を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者への保育料補助の実施 (H26 助成児童数：4,171 人) ●認可外保育施設等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎認定保育園 (126 園) (受入児童数：3,829 人) ・おなかも保育室 (8 施設) (受入児童数：177 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者への保育料補助の実施 (助成児童数：4,171 人) ●川崎認定保育園及びおなかも保育室の認可化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎認定保育園及びおなかも保育室による児童の受入の促進 (受入児童数：4,310 人) 	→	事業推進
○幼児教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 質の高い幼児教育の推進を図るとともに、認定こども園への移行促進や幼稚園における一時預かり事業を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者への保育料補助の実施 (H26 助成児童数：23,762 人) ●一時預かり事業の推進 (H27 実施園数：全 12 園) ●認定こども園への移行 (H27 実施園数：2 園) 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者への保育料補助の実施 (助成児童数：21,060 人) ●一時預かり事業の推進 (実施園数：全 27 園) ●認定こども園への移行の促進 (実施園数：1 園) 	→	事業推進
○保育士確保対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 保育受入枠の拡大に合わせ、保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術等の習得に向けた研修等を実施します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「かながわ保育士・保育所支援センター」(神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の共同事業)の運営 ●保育士養成機関等と連携した保育士就職相談会、就職セミナー、保育体験事業の実施 (H26 参加者数：139 人) ●保育士宿舍借り上げ事業の実施の検討 ●保育士資格取得支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士確保策の推進 ●保育士養成機関等と連携した保育士就職相談会、就職セミナー、保育体験事業の実施 (参加者数：180 人以上) ●保育士宿舍借り上げ事業の実施 (補助対象：300 人) ●保育士資格取得支援事業の実施 	→	事業推進
○保育料対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 保育料を滞納している世帯に対し、納付指導、督促を徹底するとともに、保育サービスの受益と負担の適正化に向けた取組を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●保育料収納対策の強化の取組の実施 (H26 収納率：97.4%) ●保育料等の負担のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育料収納対策の強化の取組の実施 (収納率：97.6%以上) ●保育料等の負担のあり方の検討結果に基づく取組の推進 	→	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○母子保健指導・相談事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 思春期から、妊娠・出産、乳幼児期までライフサイクルの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●思春期の心と身体の健康教育の実施 (H26 参加者数 : 6,201 人) ●各区における母子健康手帳の交付・相談の実施 ●各区における両親学級等の開催による出産・育児支援の実施 (H26 両親学級参加者数 : 6,263 人) ●新生児訪問及びこにちは赤ちゃん訪問の実施 (H26 訪問実施率 : 89.9%) ●産後ケア事業の実施 (H26 利用者数 : 延べ 142 件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●思春期の心と身体の健康教育の実施 (参加者数 : 6,300 人以上) ●各区における母子健康手帳の交付・相談体制の強化 ●各区における両親学級等の開催による出産・育児支援の実施 (両親学級参加者数 : 6,300 人以上) ●新生児訪問及びこにちは赤ちゃん訪問の実施 (訪問実施率 : 100%) ●産後ケア事業の実施 (利用者数 : 延べ 905 件以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ●各区における母子健康手帳の交付・相談の実施 	事業推進
○青少年活動推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 地域の中で、青少年の健全育成を推進するため、青少年指導員による活動を支援するとともに、子ども会をはじめとした青少年関係団体と連携した取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域巡回パトロールなどの青少年指導員活動への支援 (H26 巡回回数 : 月 2 回) ●青少年指導員制度の充実にに向けた検討 ●子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウト・海洋少年団等の青少年関係団体と連携した青少年育成指導者養成や青少年活動の推進 (H26 研修会開催回数 : 9 回) ●青少年健全育成成功労者表彰の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域巡回パトロールなどの青少年指導員活動への支援の充実 (巡回回数 : 月 2 回以上) ●青少年指導員制度の充実にに向けた検討結果に基づく取組の推進 ●子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウト・海洋少年団等の青少年関係団体と連携した青少年育成指導者養成や青少年活動の推進 (研修会開催回数 : 9 回以上) ●青少年健全育成成功労者表彰の実施 		事業推進
○こども文化センター運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、市民活動の地域拠点としての活用を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●こども文化センターの運営 (59 か所) (H26 利用人数 : 1,883,848 人) ●こども文化センターの今後のあり方等の検討 ●新小杉こども文化センターの移転整備に向けた検討 ●多世代の交流促進に向けた、老人いこいの家との連携モデル事業の実施 (藤崎・子母口) 	<ul style="list-style-type: none"> ●こども文化センターにおける青少年の健全育成事業の実施 (利用人数 : 1,884,000 人以上) ●こども文化センターの今後のあり方等の検討 ●新小杉こども文化センターの整備 ●多世代の交流促進に向けた、老人いこいの家との連携モデル事業の拡大及び検証 (全 6 か所) ●多世代交流を促進し、青少年健全育成の場や高齢者の生きがい・健康づくりの場ともなる地域コミュニティ形成のための拠点整備に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●こども文化センターの今後のあり方等の検討結果に基づく取組の推進 ●多世代の交流促進に向けた、老人いこいの家との連携モデル事業の拡大及び検証 (全 13 か所) ●地域コミュニティ形成のための拠点整備に向けた検討結果に基づく取組の推進 	●新小杉こども文化センターの完成 (H31 予定)
○わくわくプラザ事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●わくわくプラザ事業の実施 (小学校 113 校内) ●子育て支援わくわくプラザ事業の実施 (H26 利用人数 : 140,664 人) ●わくわくプラザ事業の今後のあり方等の検討 ●プラザ室の維持・補修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●わくわくプラザ事業の実施 ●子育て支援わくわくプラザ事業の実施 (利用人数 : 141,000 人以上) ●わくわくプラザ事業の今後のあり方等の検討 ●プラザ室の計画的な維持・補修の実施 		事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
<p>○青少年教育施設の管理運営事業</p> <p>団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊び、活動の促進に向けた場を提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ハヶ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動探求野外観察などの実施 (H26 利用人数 : 99,126 人) ●黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動の実施 (H26 利用人数 : 29,386 人) ●子ども夢パークにおける子どもを対象とした文化・芸術・スポーツ等の各種講座等の開催 (H26 利用人数 : 91,437 人) ●青少年の家における団体宿泊活動の実施 (H26 利用人数 : 40,592 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ハヶ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動探求野外観察などの実施 (利用人数 : 99,200 人以上) ●黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動の実施 (利用人数 : 29,600 人以上) ●子ども夢パークにおける子どもを対象とした文化・芸術・スポーツ等の各種講座等の開催 (利用人数 : 92,000 人以上) ●青少年の家における団体宿泊活動の実施 (利用人数 : 41,000 人以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ●黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動の実施 (利用人数 : 29,800 人以上) 	事業推進
<p>青少年啓発活動事業</p> <p>青少年が積極的に社会活動に参加できる育成環境づくりと意識の醸成に向けて、青少年自身が企画・運営に携わる場を提供するとともに、各種団体等と連携した育成環境づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●成人式サポーターグループや各種青少年団体等が企画・運営した「成人の日を祝うつどい」の開催 (H26 協力運営ボランティア人数 : 135 人) ●青少年自身が同世代のふれあい・体験を目的に企画・運営した「青少年フェスティバル」の開催 (H26 協力運営ボランティア人数 : 128 人) ●こども 110 番事業など、青少年の育成環境づくりに向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●成人式サポーターグループや各種青少年団体等が企画・運営した「成人の日を祝うつどい」の開催 (協力運営ボランティア人数 : 140 人以上) ●青少年自身が同世代のふれあい・体験を目的に企画・運営した「青少年フェスティバル」の開催 (協力運営ボランティア人数 : 130 人以上) ●こども 110 番事業など、青少年の育成環境づくりに向けた取組の推進 		事業推進

施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

直接目標

- 子どもが安心して育つしくみをつくる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
里親の登録者数 (こども本部調べ)	116人 (平成27年度)	118人以上 (平成29年度)	122人以上 (平成33年度)	126人以上 (平成37年度)
地域で子どもを見守る 体制づくりが進んでいる と思う人の割合 (こども本部調べ)	30.8% (平成27年度)	36%以上 (平成29年度)	45%以上 (平成33年度)	54%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○児童虐待防止対策事業 児童虐待の早期発見・早期対応、未然防止に向けた子育て支援や専門的な支援の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら地域の支援体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待防止センターによる電話相談の実施 ●児童虐待防止普及啓発活動の実施 (H26 実施回数：13回) ●要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待防止センターによる電話相談の実施 ●児童虐待防止普及啓発活動の実施 (実施回数：16回以上) ●各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議における要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待防止普及啓発活動の実施 (実施回数：18回以上) ●各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議における要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の充実 	事業推進
○児童相談所運営事業 増加する児童虐待や複雑・多様化する児童家庭相談に対し、専門性を活かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施 ●要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置 ●各区役所と連携したハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進 ●児童相談体制の充実に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施 ●要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置 ●各区役所と連携したハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進 ●専門的知識を有する職員の増員など児童相談体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置 	事業推進
○里親制度推進事業 家庭で養育が困難な児童を家庭的な雰囲気の中で養育するため、里親制度の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●里親制度の普及・啓発活動の推進 ●里親養育体験発表会及び制度説明会の開催 (H26 開催回数：2回) ●里親養育技術の向上のための研修会等の実施 ●ふるさと里親事業の実施 (H26 登録者数：58人) ●NPO法人等が行う里親支援機関事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●里親制度の普及・啓発活動の推進 ●里親養育体験発表会及び制度説明会の開催 (開催回数：3回以上) ●里親養育技術の向上のための研修会等の実施 ●ふるさと里親事業の実施 (登録者数：62人以上) ●NPO法人等が行う里親支援機関事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと里親事業の実施 (登録者数：64人以上) 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○児童養護施設等運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 児童養護施設における要保護児童の処遇向上に向け、家庭的養護の充実を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児院の運営（市内2か所） ●児童養護施設の運営（市内4か所） ●こども心理ケアセンターの開設 ●児童ファミリーグループホームの運営支援（市内9か所） 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児院における社会的養護の推進 ●児童養護施設による社会的養護の推進 ●こども心理ケアセンターにおける心理的ケア等を必要とする児童への支援及び施設内学級の設置 ●児童ファミリーグループホームにおける家庭的養護の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●こども心理ケアセンターにおける心理的ケア等を必要とする児童への支援 	事業推進
○ひとり親家庭の生活支援事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ひとり親家庭に対して、日常生活の相談支援や就業相談支援など安心して自立した家庭生活が送れるよう取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当の支給 ●ひとり親家庭への医療費の一部助成の実施 ●母子・父子福祉センターの運営 (H26 自立支援プログラム策定件数：58件) ●ひとり親家庭への資格取得支援の実施 (H26 高等職業訓練促進給付金新規認定：12件) ●ひとり親家庭への日常生活支援の実施 ●母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営 ●今後のひとり親施策のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者への児童扶養手当の支給 ●対象家庭への医療費の一部助成の実施 ●母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施 (自立支援プログラム策定件数：75件以上) ●ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の支給（高等職業訓練促進給付金新規認定：19件以上） ●ひとり親家庭への日常生活支援の実施 ●母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営 ●今後のひとり親施策のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施 (自立支援プログラム策定件数：85件以上) ●今後のひとり親施策のあり方の検討結果に基づく取組の推進 	事業推進
○女性保護事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援に取り組みます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談員による相談・保護・自立支援の実施 ●DV被害者等への相談・支援の充実に向けたDVセンター機能の拡充の検討 ●DV被害者等の緊急一時保護の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談員による相談・保護・自立支援の実施 ●各区におけるDV被害者等への相談・支援の充実に向けたDVセンター機能の拡充 ●DV被害者等の緊急一時保護の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●DVセンター機能を活用した各区におけるDV被害者等への相談・支援の実施 	事業推進
○子ども・若者支援推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 子ども・若者が自立して、社会生活を営むことができるよう、困難な状況にある子どもや家庭への支援に取り組みます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「子ども・若者ビジョン」の策定 ●ひきこもり等児童福祉事業の実施 ●児童家庭支援センターの運営（H26：全4か所） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「子ども・若者ビジョン」に基づく取組の推進 ●ひきこもり等児童福祉事業の実施 ●地域における身近な相談・支援の充実（全6か所） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「子ども・若者ビジョン」に基づく取組の推進及び検証の実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
小児ぜん息患者医療費支給事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 小児ぜん息患者に係る医療費の一部を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。 </div>	●小児ぜん息患者へ医療費の一部を支給	●小児ぜん息患者へ医療費の一部を支給	→	事業推進
小児慢性特定疾病医療等給付事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 疾病や障害を持ち、長期治療等を要する児童に対し、小児慢性特定疾病医療や育成医療などの医療費を給付することにより、児童の健康と福祉の向上を図ります。 </div>	●小児慢性特定疾病患者等への医療費等の給付	●小児慢性特定疾病患者等への医療費等の給付	→	事業推進
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 修学資金や修業資金等を貸し付けるなど、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図ります。 </div>	●母子父子寡婦家庭への修学資金や修業資金等の貸付事業の実施 (H26 貸付件数 263 件) ●貸付金の滞納整理及び長期未納の防止に向けた取組の推進	●対象者への貸付事業の実施 ●貸付金の滞納整理及び長期未納の防止に向けた取組の推進	→	事業推進
災害遺児等援護事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 災害により、父や母等が死亡又は重度の障害を有することとなった児童を扶養する保護者に対して、福祉手当を支給することにより、災害遺児の福祉の増進を図ります。 </div>	●児童を扶養する保護者への福祉手当の支給 ●小・中学校の入学・卒業祝金品の贈呈	●対象者への福祉手当の支給 ●小・中学校の入学・卒業祝金品の贈呈	→	事業推進